

# 特別委員会調査報告

平成28年2月24日

薩摩川内市議会  
川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 森永靖子

## I 川内原子力発電所の安全対策に関する調査（視察調査について）

### 1 調査日

平成27年11月11日から13日まで（3日間）

### 2 調査先

被災地障がい者支援センターふくしま（福島県郡山市）、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県ひたちなか市）

### 3 出席委員

森永委員長、森満副委員長、川畑委員、杉菌委員、井上委員、今塩屋委員、川添委員、福元委員、小田原委員

### 4 調査目的

原子力災害時における障害者の支援状況、地方公共団体等への支援活動について調査を行うことにより、川内原子力発電所の安全対策の参考とする。

### 5 調査概要

#### (1) 原子力災害時における障害者の支援状況について（被災地障がい者支援センターふくしま）

被災地障がい者支援センターふくしまは、東日本大震災直後の平成23年3月19日に活動を開始し、同年4月6日に事務所を開設、正式に発足した。当初は、被災地域の障害者関係事業所へ支援物資を届けることから始まり、その後、福島県内の避難所を巡回し、障害者の要望把握と所在確認といった活動を行っていた。

初期の支援活動においては、障害者がどこに避難したのか分からない状態が続いたため、国や自治体に対し、障害者手帳保持者や要支援者の名簿提供を求めたが、個人情報保護法が壁となり支援活動が思うように進まなかったことから、名簿は必要な場合に備えてあらかじめ準備しておく必要があるとのことであった。名簿登録に当たっては、積極的に申請する人が少ないため、逆手上げ方式で名簿に登録しておくことが望ましく、また、作成した名簿は防災会議等で提供する団体等をあらかじめ決めておくことが必要であり、防災会議には障害者団体の代表者も構成員に含めておくべきとのことであった。

避難所には、体育館等が指定されているが、入口の段差、トイレ等は障害者にも配慮したユニバーサルデザインに改修する必要がある、また、知的障害者やその家族が他の避難者に気を遣わずに避難生活を送れるよう教

室の開放についても考慮すべきであるとの説明を受けた。

(2) 原子力緊急時における支援活動について（原子力緊急時支援・研修センター）

原子力緊急時支援・研修センターは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が運営しており、災害対策基本法及び武力攻撃事態対処法に基づき、原子力災害時の対応に当たる国、地方公共団体、警察、消防などに対して人的・技術的支援を行う指定公共機関である。

平常時は、地方公共団体、警察、消防等に対して研修・訓練の実施、情報システムにおけるデータベースの構築や防災資機材の整備等を行っている。

緊急時には、プラントの状況把握が最重要となり、併せてPAZ内における避難の判断や初動が重要となることから、同センターはこれらの支援を行う役割を担うこととなる。具体的には、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会に対し、技術的助言や情報提供、防災活動を効果的に進めるために専門家や防災要員の派遣、防災資機材の提供、緊急時モニタリングへの支援等を行うとの説明を受けた。

また、特殊資機材等を用いた緊急時活動として、救護所において移動式体表面測定車や移動式全身カウンタ車による身体汚染測定のほか、現場指揮車やモニタリング車の現地派遣が行われるが、現に福島第一原子力発電所の事故の際にはこれらの活動が行われたとのことであった。

## 6 所感

- (1) 原子力災害時における障害者など要支援者への対応は、行政の支援なくして成り立たないことから、福祉避難所の設置など日頃から関係機関と対策を十分協議しておく必要がある。
- (2) 障害者の避難計画は、障害の種類や程度に応じた計画であることが望まれるため、各障害者施設が計画を策定する場合は、実態に即した計画づくりができるような支援に取り組む必要がある。
- (3) 国の機関における緊急時の対策や防災資機材の整備は確認できたが、万が一の事態に備えて平常時から研修や訓練を実施し、得られた知見や支援対策は市民にも周知しておくことが大切である。

## II 川内原子力発電所の安全対策に関する調査（平成27年度原子力防災訓練について）

### 1 委員会の開催日

平成27年12月14日、20日（現地視察）、平成28年2月10日（3日間）

### 2 調査概要

- (1) 平成27年12月14日、委員会を開催し、当局から、同月20日に、国、地方自治体、事業者等が共同して総合的な原子力防災訓練を実施する旨の報告があった。訓練は、震度6強の地震により川内原子力発電所2号

機に係る外部電源が喪失。その後、非常用電源も故障し、全交流電源が喪失することにより全面緊急事態となる等の想定で行われ、事象の進展に伴い、P A Z内では福祉施設入所者や在宅の要配慮者、市民の避難訓練等を、また、U P Z内では空間放射線量率の状況を踏まえて避難先を調整する「原子力防災・避難施設等調整システム」により、計画上の避難先である湧水町から鹿児島市へ避難先を変更して、陽成、高来、城上地区の市民の避難訓練等を行う予定であるとの説明を受けた。

調査の過程において、要配慮者の避難については、福祉施設任せにした訓練ではなく、福祉施設を含めた地域の取組として要配慮者を避難させる訓練も今後の課題として検討されたい旨の意見が述べられた。

- (2) 平成27年12月20日、原子力防災訓練の現地視察を行い、市内福祉施設での九州電力(株)の福祉車両による入所者の搬送訓練や、屋内退避施設でのエアテント展開運用訓練等を確認するとともに、鹿児島市立河頭中学校において、原子力防災・避難等調整システムを活用したU P Z内市民の避難訓練の状況や避難退域時検査・緊急被ばく医療訓練等の実施状況を確認した。

- (3) 本年2月10日、委員会を開催し、当局から、原子力防災訓練に参加した機関及び人員（150機関から約3,600人、うち市民473人）、鹿児島県訓練実施結果検討会において出された意見、今後の課題、内閣府審議官のコメント等のほか、訓練終了後に行った地区コミュニティ協議会及び避難訓練参加者を対象としたアンケート調査結果について報告を受けた。

調査の過程において、原子力防災においては、防災情報が迅速かつ的確に伝わるのが最も重要であることから、避難に影響を及ぼすことのないよう防災情報の提供の在り方について、十分に検討されたい旨の意見が述べられた。